

- 問1 天皇が行う国事行為の具体的な内容として、正しいものはどれですか。 (2019年 愛媛県公立入試 類似)
- | | | | |
|-------------------|---------------------------|----------------------|--------------------------|
| 1. 国の予算を審議し、成立させる | 2. 国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する | 3. 自ら法律案を作成し、国会に提出する | 4. 最高裁判所の裁判官を、天皇の判断で罷免する |
|-------------------|---------------------------|----------------------|--------------------------|
- 問2 立憲主義の考え方にに基づき、憲法が果たす役割として最も適切な記述はどれか。 (2018年 北海道公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1. 国家権力を制限し、国民の人権を守る役割 | 2. 国民に対して国家への服従と義務を強制する役割 | 3. 多数決によってすべての物事を決定する役割 | 4. すべての国民を経済的に平等にする役割 |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
- 問3 日本国憲法の定める「平和主義」に関する説明として、最も適切なものを次のうちから選びなさい。 (2022年 宮崎県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---------------------------------------|--|---|
| 1. 恒久の平和を希求し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認などを定めている。 | 2. 国の政治のあり方を最終的に決定する権利が国民にあることを定めている。 | 3. 人間が生まれながらにして持っている侵すことのできない権利を定めている。 | 4. 国の最高法規として、すべての法律や命令がこの原理に従わなければならないことを定めている。 |
|---|---------------------------------------|--|---|
- 問4 日本国憲法が施行された翌年の1948年に、当時の文部省が中学生や高校生向けに発行した教科書「民主主義」では、新しい憲法の内容が詳しく解説されました。この教科書の中でも説かれている、かつての大日本帝国憲法下での天皇主権から大きく転換し、国民が政治の決定権を持つようになった変化を示す原理として、最も適切なものを選んでください。 (2023年 広島県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------|-----------|---------|------------|
| 1. 国民主権 | 2. 平和的生存権 | 3. 三権分立 | 4. 地方自治の原則 |
|---------|-----------|---------|------------|
- 問5 日本国憲法第9条第2項では、前項の目的を達するために「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定されています。この「戦力の不保持」と並んで、同じ第2項で認めないと明記されている権利はどれですか。 (2015年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 国の交戦権 | 2. 地方自治権 | 3. 国民の参政権 | 4. 内閣の解散権 |
|----------|----------|-----------|-----------|
- 問6 日本国憲法に定める天皇の役割や行為についての説明として正しいものを一つ選びなさい。 (2026年 徳島県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 1. 天皇は国の政治を行う実質的な権限を有している。 | 2. 最高裁判所長官の指名は、天皇が自らの判断で行う。 | 3. 政令の制定は、天皇が行う国事行為に含まれる。 | 4. 天皇が国事行為を行うには、内閣の助言と承認が必要である。 |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------------|
- 問7 日本国憲法の改正手続きにおいて、発議から公布までの流れを正しく説明したものはどれですか。 (2017年 神奈川県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 内閣が改正案を発議し、国会で各議院の3分の2以上の賛成を得た後、国民投票で過半数の賛成を得て、天皇が公布する | 2. 国会が各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名で公布する | 3. 国民が改正案を発議し、国会で過半数の承認を得た後、最高裁判所がその内容を審査して、内閣が公布する | 4. 国会が各議院の出席議員の過半数の賛成で発議し、国民投票で全有権者の3分の2以上の賛成を得た後、内閣総理大臣が公布する |
|---|---|---|---|
- 問8 日本の領土をめぐる諸課題のうち、沖縄県に属する尖閣諸島について、1970年代以降に中国などが独自の領有権を主張し始めた直接的なきっかけとなった出来事を選びなさい。 (2018年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 1. サンフランシスコ平和条約で日本の放棄する範囲が曖昧だったこと | 2. 周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたこと | 3. 韓国が公海上に独自の境界線（李承晩ライン）を設定したこと | 4. 第二次世界大戦直後にソ連軍によって占領されたこと |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
- 問9 日本国憲法第9条では、戦争の放棄とともに「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定めていますが、政府は自衛隊の保持についてどのような見解を示していますか。最も適切な説明を選んでください。 (2021年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 国際紛争を解決する手段としてであれば、実力を行使することは憲法上認められている。 | 2. 日本国憲法第9条の条文の中に、自衛隊を保持できるという例外規定が明記されている。 | 3. 自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法が禁止する「戦力」には当たらない。 | 4. 主権国家として、国の交戦権を行使するために必要な組織であると定義している。 |
|---|---|--|--|
- 問10 1946年に公布された日本国憲法において、基本原理の一つである「平和主義」を具体化するために、第9条で規定されている内容の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2016年 秋田県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------|-----------------------------------|
| 1. 武力による威嚇の禁止、集団的自衛権の行使、徴兵制の否定 | 2. 国際紛争を解決するための軍備の保持、平和維持活動への参加、天皇による統帥権 | 3. 戦争の放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認 | 4. 国権の発動としての戦争の容認、自衛隊の保持、非核三原則の明記 |
|--------------------------------|--|--------------------------|-----------------------------------|
- 問11 近代の民主政治において、政治権力を法によって制限し、国民の権利を守るという「法の支配」の考え方は極めて重要です。日本国憲法におけるこの原則と「最高法規」としての性質について述べた文として、最も適切なものを選択してください。 (2021年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1. 政令や省令は行政機関が作成するものであるため、法の支配の対象となる「法」には含まれない。 | 2. 法の支配とは、国家が法を作って国民を支配することであり、法の正当性や内容は問われない。 | 3. 国会で成立した法律は憲法よりも優先されるため、憲法に反する内容であっても有効となる。 | 4. 日本国憲法は国の最高法規であり、これに反する法律や政令、省令などはその効力を持たない。 |
|---|--|---|--|
- 問12 日本国憲法の改正手続きにおいて、憲法改正の発議が行われる条件と、その後の国民による承認の条件の組み合わせとして、正しいものはどれですか。 (2017年 広島県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|--|---|
| 1. 衆議院の総議員の3分の2以上の賛成のみで発議し、国民投票で有効投票の3分の2以上の賛成を得る | 2. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で有効投票の過半数の賛成を得る | 3. 各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、国民投票で有権者総数の過半数の賛成を得る | 4. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で有効投票の過半数の賛成を得る |
|---|--|--|---|
- 問13 日本が平和主義に基づき、核兵器に対して定めている「非核三原則」の具体的な内容として、正しいものはどれですか。 (2026年 和歌山県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする原則 | 2. 核兵器を「持たず、作らず、使用させず」とする原則 | 3. 核兵器を「持たず、増やさず、持ち込ませず」とする原則 | 4. 核兵器を「作らず、使わず、持ち込ませず」とする原則 |
|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
- 問14 近代以降の民主政治において重要視されている「立憲主義」の考え方が成立した歴史的背景と、その本来の目的を説明したものとして、最も適切なものはどれですか。 (2022年 佐賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 社会の混乱を防ぐために、憲法によって国民の行動を厳格に制限し、国家の命令に従わせることで平和な秩序を維持すること。 | 2. 国の経済を効率的に発展させるために、あらゆる政治活動を法律で細かく規定し、政府が国民を適切に管理・指導すること。 | 3. 国王や統治者の権威を絶対的なものとして憲法に明記し、支配の正当性を高めることで国家の団結力を強めること | 4. 過去に国家権力が人々の自由や権利を侵害した歴史的な反省から、憲法によって国家権力を制限し、国民の基本的な人権を守ること。 |
|--|---|--|---|

答え合わせ・解説

問1	答え 2 国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する	天皇の国事行為には、国会の指名に基づく内閣総理大臣の任命や、内閣の指名に基づく最高裁判所長官の任命、憲法改正・法律・政令・条約の公布、国会の召集、衆議院の解散などが含まれます。いずれも天皇が自らの意志で決定するのではなく、他機関の決定を受けて形式的に執り行うものです。
問2	答え 1 国家権力を制限し、国民の人権を守る役割	立憲主義における憲法は、権力者が恣意的な政治を行わないよう「権力に対する命令書」としての性格を持ちます。これによって、個人の尊重や基本的人権の保障を実現しようとするものです。
問3	答え 1 恒久の平和を希求し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認などを定めている。	日本国憲法の平和主義は、前文や第9条において、恒久の平和を希求し、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認などを規定しています。なお、国の政治の決定権が国民にあることは国民主権の説明であり、生まれながらの権利を保障することは基本的人権の尊重の説明にあたります。
問4	答え 1 国民主権	戦後の日本において、国民一人ひとりが主権者として自立し、民主主義を担うことが求められました。文部省発行の「民主主義」という資料的価値の高い教科書は、戦前の価値観から脱却し、国のあり方を最終的に決めるのは国民自身であるという考えを普及させるために重要な役割を果たしました。
問5	答え 1 国の交戦権	第9条第2項は、第1項で掲げた戦争放棄を実質的に裏付けるための規定です。具体的には、戦争を行うための道具である「陸海空軍その他の戦力」を持たないこと、そして国家が戦争を行う権利そのもの（交戦権）を認めないことを定めています。このように、軍隊を持たず交戦権も認めないという徹底した平和主義の姿勢は、日本国憲法の大きな特徴です。
問6	答え 4 天皇が国事行為を行うには、内閣の助言と承認が必要である。	天皇は日本国および日本国民統合の象徴であり、国政に関する権限を有しません。天皇が国事行為を行うには内閣の助言と承認が必要であり、内閣がその責任を負います。なお、政令の制定や最高裁判所長官の指名は内閣が行います。
問7	答え 2 国会が各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名で公布する	憲法改正は、国会が案を提示する「発議」を行い、主権者である国民が「国民投票」で承認するという二段構えの手続きをとります。承認が得られた憲法改正は、天皇が国民の意思を代表する形で、憲法が確定したことを広く知らせる「公布」を行います。
問8	答え 2 周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたこと	尖閣諸島は、1895年に日本が領土に編入してから1960年代後半まで、中国側から日本の領有について異議を唱えられたことはありませんでした。しかし、1968年に国連のアジア極東経済委員会（ECAFE）が行った学術調査により、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が報告されたことで状況が一変しました。この資源的価値の判明を受け、1971年頃から中国や台湾が領有権を主張するようになりました。
問9	答え 3 自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法が禁止する「戦力」には当たらない。	日本国憲法第9条は、第1項で戦争の放棄、第2項で戦力の不保持と交戦権の否認を規定しています。しかし政府は、日本が独立国である以上、自国を守るための固有の自衛権は否定されていないと解釈しています。そのため、自衛のための「必要最小限度の実力」を保持することは、憲法が禁じている「戦力」には該当せず、違憲ではないという立場をとっています。なお、憲法の条文内に自衛隊に関する直接的な記述はありません。
問10	答え 3 戦争の放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認	日本国憲法第9条では、徹底した平和主義の考えに基づき、第1項で「戦争の放棄」を、第2項で「戦力の不保持」と「国の交戦権の否認」をそれぞれ定めています。これは、過去の戦争の反省から、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという強い決意を示したものです。選択肢にある「国権の発動」や「武力による威嚇」は、憲法の条文内で放棄の対象として記述されている用語です。
問11	答え 4 日本国憲法は国の最高法規であり、これに反する法律や政令、省令などはその効力を持たない。	日本国憲法第98条において、憲法は国の最高法規であることが定められています。これに基づき、憲法の条項に反する法律、命令、詔勅、その他の国務に関する行為は、その効力を有しません。法の支配は、単に「法によって政治を行う」という形式的な意味（法治主義）ではなく、権力そのものを法によって制限し、国民の基本的人権を保障しようとする考え方です。行政が定める政令や省令も、この法体系の中に含まれ、当然に憲法に従う必要があります。
問12	答え 2 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で有効投票の過半数の賛成を得る	憲法は国家の最高法規であるため、通常法律（出席議員の過半数で成立）よりも厳格な手続きが必要な「硬性憲法」の性質を持っています。まず衆議院・参議院のそれぞれにおいて、総議員の3分の2以上の賛成を得て国会が国民に改正を提案（発議）します。その後、国民投票において、実際の投票のうち過半数の賛成を得ることで憲法改正が成立します。
問13	答え 1 核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする原則	日本の平和主義に基づき、核兵器を持たない、作らない、そして国内に持ち込ませないという3つの柱からなる基本方針です。1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣によって表明され、現在は日本の「国是（国としての基本的な方針）」として堅持されています。
問14	答え 4 過去に国家権力が人々の自由や権利を侵害した歴史的な反省から、憲法によって国家権力を制限し、国民の基本的人権を守ること。	近代以前の絶対王政などにおいて、強大な権力を持った支配者が人々の人権を侵害した歴史がありました。その過ちを繰り返さないために、憲法は「国民が守るべきルール」ではなく「国家権力を縛るためのルール」として位置づけられています。主権者である国民が憲法を作り、政治を行う側の人々にそのルールを知らせることで、権力の濫用を防ぎ、私たちの基本的人権を保障しているのです。